資料3

小規模保育事業の認可にあたっての意見聴取について

１　小規模保育事業の概要について

待機児童の多い３歳未満児の保育を増やすため、子ども・子育て支援新制度において平成２７年度より創設された地域型保育事業の類型のひとつで、地域型保育給付の対象となる事業です。

・対象年齢は０～２歳児
・利用定員が６～１９名までの比較的小規模な保育
・３つの区分があり、資格要件などが異なります。
　Ａ型：保育従事者のうち全員が保育士　　（利用定員６～１９名）
　Ｂ型：保育従事者のうち１／２以上が保育士（利用定員６～１９名）
　Ｃ型：保育従事者は家庭的保育者　　（利用定員６～１０名）

２　意見聴取の根拠法令

⑴　地域型保育事業の設置認可

市町村長は、地域型保育事業を認可しようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。（児童福祉法第３４条の１５第４項）

⑵　確認に係る利用定員の設定

市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第７７条第１項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合ににあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。（子ども・子育て支援法第４３条第３項）